

警察手帳取扱細則

昭和 35 年 10 月 4 日

神奈川県警察本部訓令第 17 号

改正 昭和 37 年 3 月 9 日神奈川県警察本部訓令第 3 号
平成 14 年 9 月 20 日神奈川県警察本部訓令第 25 号
平成元年 3 月 22 日神奈川県警察本部訓令第 5 号

警察手帳取扱細則を次のように定める。

警察手帳取扱細則

(総則)

第 1 条 警察手帳の取扱いについては、警察手帳規則(昭和 29 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。)によるのほか、この細則の定めるところによる。

一部改正〔平成元年本部訓令第 5 号〕

(貸与事務担当者)

第 2 条 警察手帳の貸与事務をつかさどる課の長(以下「貸与事務担当者」という。)は、総務部装備課長とする。

(貸与事務担当者の責任)

第 3 条 貸与事務担当者は警察手帳の貸与事務の適正を期するため、警察手帳台帳(第 1 号様式)を備え、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

(貸与申請)

第 4 条 所属長は、警察手帳の貸与を必要とする者があるときは、警察手帳貸与申請(第 2 号様式)に規則別図 1 の備考 3 に定める写真(以下「写真」という。)を記録した電磁的記録媒体を添え、警察本部長(以下「本部長」という。)に申請するものとする。

一部改正〔昭和 37 年本部訓令第 3 号・平成元年 5 号・14 年 25 号〕

(貸与替申請)

第 5 条 所属長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、警察手帳貸与替申請書(第 2 号様式)に該当申請に係る旧本体、旧証票又は旧記章を添え、警察手帳の貸与替えを本部長に申請するものとする。

(1) 本体、証票又は記章が著しく汚損し、又は不鮮明になつたとき。

(2) 昇任し、又は改姓したとき。

2 前項に規定する場合において、証票の貸与替えを申請するときは、申請書に旧証票のほか写真を記録した電磁的記録媒体を添えるものとする。

全部改正〔平成 14 年本部訓令第 25 号〕

(返納報告)

第 6 条 所属長は、警察官が離職、休職、停職その他の理由によつて警察手帳を使用する必要がなくなつたときは、すみやかにその返納を命じなければならない。

2 所属長は、警察手帳の返納があつたときは、速やかに警察手帳返納報告(第 2 号様式)に

現品を添え、本部長に報告するものとする。ただし、停職にあつては所属長が保管するものとする。

一部改正〔昭和37年本部訓令3号・平成14年25号〕

(名刺等)

第7条 警察手帳の名刺入れには、常に名刺を1枚以上及び職務倫理の基本を記載した書面(第3号様式)を納めておかなければならない。

全部改正〔平成14年本部訓令25号〕

(携帯の方法)

第8条 警察官は、警察手帳を身体に密着させて携帯するものとする。

2 所属長は、前項の規定にかかわらず、勤務の都合上必要があるときは、携帯の方法について指示することができる。

全部改正〔平成14年本部訓令25号〕

(携帯義務の免除)

第8条の2 警察官は、規則第6条の規定に基づき、勤務外の場合又は勤務の都合により必要があると所属長が認める場合は、警察手帳を携帯しないことができる。

追加〔平成14年本部訓令25号〕

(依頼保管)

第8条の3 警察官は、前条の規定に基づき警察手帳を携帯しない場合は、遺失若しくは紛失又は盗難等の防止のため、所属長に保管を依頼することができる。

追加〔平成14年本部訓令25号〕

(取扱上の注意)

第9条 警察官は、警察手帳の取扱いを慎重にし、き損し、遺失し、若しくは紛失し、又は盗難等にかからないよう管理しなければならない。

一部改正〔昭和37年本部訓令3号・平成14年25号〕

(検閲)

第10条 所属長は、自ら又は他の幹部をして随時部下の警察手帳を検閲し、その取扱いの適正を期さなければならない。

一部改正〔昭和37年本部訓令3号〕

(遺失、紛失、盗難等の報告)

第11条 警察官は、警察手帳を遺失し、若しくは紛失し、又は盗難等にかかったときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の報告を受けたときは、直ちに必要と認められる警察署長に手配するとともに、次の事項を貸与事務担当者を経由して本部長に速報しなければならない。

(1) 日時

(2) 場所

(3) 事故者の所属、官職及び氏名

(4) 事故警察手帳の番号及び貸与年月日

(5) 事故の状況

3 所属長は、第1項の警察手帳が発見されたときは、発見の日時、場所、警察手帳の番号、貸与年月日及び発見の状況を速やかに貸与事務担当者を経由して本部長に報告するとともに

に、その旨を前項の規定により手配をした各警察署長に通報するものとする。

- 4 貸与事務担当者は、警察手帳の盗難及びその発見報告を受けたときは、速やかに刑事部捜査第三課長に通報するものとする。

一部改正〔昭和37年本部訓令第3号・平成14年25号〕

附 則

- 1 この訓令は、昭和35年10月4日から施行する。
- 2 警察手帳取扱細則（昭和31年神奈川県警察本部訓令第13号）は、廃止する。

附 則（昭和37年3月9日神奈川県警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和37年3月9日から施行する。

附 則（平成元年3月22日神奈川県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成14年9月20日神奈川県警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。